

令和3年5月20日

第5回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第5回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年5月20日（木） 午前9時08分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

2 番 〇〇〇〇〇 , 3 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日

令和3年5月20日（木） 午前11時50分

令和3年第5回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第37号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第38号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第39号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第40号 農地法第4条による許可申請について

議案第41号 農地法第5条による許可申請について

議案第42号 非農地証明願について

議案第43号 農用地等のあっせんについて

議案第44号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第45号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第46号 空き家に付属した農地指定申請について

(2) 報告第5号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和3年第5回農業委員会総会

令和3年5月20日（木） 午前9時08分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。4月、5月の諸般の業務経過については、5月14日に運営委員会を開催しております。最近、第4波と言われるようにコロナ過により、ほとんどの会議等が延期もしくは中止になっております。本日は、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第5回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。2番〇〇〇〇〇〇委員、3番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第37号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

議案第37号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉6号、土地の所在地が末吉町諏訪方上中ノ段〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積2,414㎡です。渡人は、末吉町諏訪方の〇〇〇〇〇〇で、受人は、末吉町諏訪方の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては、経営拡張です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉6号について、5月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第37号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（山〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第38号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは2ページになります。議案第38号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉49号、土地の所在地が末吉町二之方住吉〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積745㎡です。譲渡人は、末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇で、譲受人は、末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては、贈与です。この案件については、先月の総会で不許可となりましたが、今回、再度申請されたもので

す。他 13 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 49 号について、5 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。これは、先月不許可になった件ですが、経緯としましては、先月の調査員は、○○○○○委員でしたが、私が奥さん名義の土地の賃借に関わった事もありまして、私の方で説明致します。補足説明資料の 3 ページと 4 ページに理由書と経緯がありますが、簡単に言えば交換になります。事務局と詳細について協議した結果、交換であれば全部効率要件については、問題ないという事でした。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 50 号について、5 月 6 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は 80 歳以上ですが、後継者がいるので問題ありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜とユズを作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 51 号について、5 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 52 号について、5 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○4 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 53 号、末吉 54 号について、5 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。まず 53 号ですが、○○○○○さん所有の畑は、全て貸してあります。○○○○○さんは、水稻経営をされています。全部効率利用要件については、部門別という事で、今回は、田という事なので問題ないという事でした。農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人は、親戚になります。続きまして、受理番号末吉 54 号について、報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、甥と姪の関係です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 55 号について、5 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利

用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。渡人と受人は，親子の関係です。調査結果の総合意見は，譲受人の取得する農地には，飼料を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして，受理番号大隅56号について，5月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。下限面積においては，足りておりません。この次の57号・58号と5条申請の分との2筆ずつの交換という事で，事務局から交換であれば，足りなくても良いという事でした。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，露地野菜を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。続きまして，受理番号大隅57号・58号について，5月15日に現地調査を行いましたので報告致します。57号・58号は，受人が同一ですので一緒に報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，露地野菜を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅59号と大隅60号について，5月17日に現地調査を行いましたので報告致します。59号ですが，全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。次に大隅60号ですが，全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けされる予定であり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (○○○○○)

受理番号財部61号について，5月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，もみじや一つ葉等の特用樹が植えてあり，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6 番委員 (○○○○○)

受理番号財部62号について，5月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。受人と渡人は，親子関係です。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して，質疑，意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2 番委員 (○○○○○)

末吉51号について，質問致します。調査は，本人ですかそれとも他の人ですか。

○19 番委員 (○○○○○)

他の人です。説明された方が言われるには，今鶴さんは，5反位を都城市で耕作されているそうです。渡人の方の事情でどうしても買ってくれという事でこの契約になったそうです。以上です。

○2 番委員 (○○○○○)

一つ気になるのが，全部効率要件というのがありますよね。32ページの97号で人に貸していま

すよね。3条が通れば貸しても良いのですかね。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

作付けされるしどうですかね。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

部門部門毎ですらないという事であれば、許可という事になりますが、今回の場合は、どちらも畑です。ですので、これは、全部効率要件に該当しないという事になります。

○2 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

事務局の方で総会資料を作られますけど、事務局の方でチェックは、されないのですか。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

今朝の課内会議でも協議しましたが、農家台帳を一端確認して、貸し借り等が入っていないか、下限面積についても足りているのか等を確認するように申し伝えてあります。今回の場合は、同時申請という事で漏れてしまったのかもしれませんが、極力注意して確認するようにしたいと思います。それから、委員の皆様も貸し借りや所有権移転の際には、農家台帳を一端確認して頂きたいと思います。このように漏れを防ぐためにも皆様方のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

この所有権移転と貸し借りの件は、全部効率要件との整合性が取れていませんので、両方とも保留とさせて頂きたいと思います。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

申し訳ありません。私の方で農家台帳をチェックしましたが、同時申請であったと気づきませんでした。今回は、保留にして頂いて、聞き取りをして再度申請するのかどうか検討させて頂きたいと思います。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第 38 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、末吉 51 号を除いて、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 39 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請のうち大隅 35 を除いて議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

それでは5ページになります。議案第 39 号について、ご説明致します。受理番号末吉 32 号、土地の所在地は、末吉町諏訪方高松〇〇〇〇〇〇、地目は田で、面積 1,375 m²他 1 筆の合計面積 1,748 m²です。申請人は、〇〇〇〇〇〇です。転用目的は、牛舎・堆肥舎・飼料置場です。変更理由は、肉用牛飼育の為、申請地に牛舎・堆肥舎を建築し、飼料置場を造成したいという事です。他 2 件です。よろしくお願い致します。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○19 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 32 号について、5月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、高松自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が農道を挟んで牛舎、西が田、南が宅地、北が農道

を挟んで田であります。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており実現確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,748 m²に牛舎・堆肥舎・飼料置場を設置するもので、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は水路放流し、汚水は、ノコズ吸着するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎・堆肥舎・飼料置場を設置する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○7番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 33 号について、5 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、小倉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林・宅地、南が畑、北が畑・宅地であります。目的実現の確実性は、豚舎・堆肥舎・事務所等を設置する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、豚舎・堆肥舎・事務所等を設置する面積 4.285 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は水路に放流し、汚水は、ノコズ吸着するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当し、豚舎・堆肥舎・事務所等を設置する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○6番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 34 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、吉ヶ谷自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が道・水路・山林、西が水路・山林、南が田、道、北が水路・田・山林です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付してあります。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 8,791 m²に杉 2,100 本を植林する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、主要道路から農地までの距離も長く、途中決壊が見られ困難でした。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請地は、鳥獣被害に悩まされている事から、杉を植林し土地を管理するものです。また、隣接地とは、4 m 離して植林する旨の指導を行い農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 32 号ですが、買われてから 3 年経っていますかね。

○19番委員 (〇〇〇〇〇)

はい経っています。確認しました。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

財部 34 号ですが、今、田んぼは、作れない状態ですか。パトロールでは、どのように判断されていますか。

○6番委員 (〇〇〇〇〇)

パトロールでは、去年は遊休農地としております。今年は、道路が決壊しておりました。

○2番委員（○○○○○）

非農地は、出ていないのですか。

○6番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○よろしいですか。

○2番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第39号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請について大隅35を除いて、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

議長（○○○○○会長）

次に議案第39号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請のうち大隅35を議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは5ページになります。議案第39号の受理番号大隅35号について、ご説明致します。

土地の所在地は、大隅町中之内入佐○○○○○、地目は畑で、面積192㎡です。所有者は、末吉町南之郷の○○○○○、申請人は、大隅町中之内の○○○○○自治会代表○○○○○、転用目的は、水道施設となっております。変更理由としまして、平成9年度農業農村総合整備事業として、水道施設を設置してしまいましたという事で、顛末書付きの同時申請です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○5番委員（○○○○○）

受理番号大隅35号について、5月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、蕨谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が原野、西が畑、南が道路、北が原野です。目的実現の確実性は、申請地は、農振法・農地法の手続きを得ないまま、平成9年頃集落の水道施設を設置したもので確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積192㎡に水道施設115㎡を設置していて、西側の畑からは、1mの緩衝地があり適当だと思います。排水等については、雨水のみで問題ありません。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。既に転用済みで、また、原状回復も困難で、除外やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 39 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請について大隅 35 について、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席願います。
（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 40 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは 6 ページになります。議案第 40 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 6 号、土地の所在地が、末吉町諏訪方大村○○○○○、地目は畑で、面積 928 ㎡他 1 筆の合計面積 1,742 ㎡です。申請人は、末吉町諏訪方の○○○○○で、転用目的は、太陽光発電施設です。理由につきましては、申請地に太陽光発電施設を設置し、太陽光発電事業を行いたいという事です。農振区分は、外です。他 5 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○7 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 6 号について、5 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、六町南自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑と宅地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、通帳の写しと経済産業省の認定通知書及び九電系統連系承諾書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,742 ㎡に太陽光発電施設 218 枚を設置するもので、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、集水桝を設置して水路放流します。被害防除につきましては、防護柵を設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、太陽光発電施設を設置する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 7 号について、5 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外の 32 号で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎・堆肥舎・ロール置場を設置する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○5 番委員（○○○○○）

受理番号大隅8号について、5月10日に現地調査致しましたので報告致します。。申請地は、野町自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が県道、北が山林であります。目的実現の確実性は、既に転用済みで、新たに発生しません。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、申請面積721㎡に杉180本を植林されており適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、既に転用済みで始末書も添付されており、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部9号について、5月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、町自治会内にある農地です。周囲の状況は、東西が宅地、南が水路を挟んで道路及び雑種地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済みで、始末書も添付されております。位置としましては、曾於市財部支所から300m以内にある事から、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積379㎡を既に貸駐車場として造成済みで、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の300m以内農地に該当します。申請人は、農地法の許可が必要だと知らず、平成7年頃から駐車場として、隣接地で事業を営む業者へ貸し付けていました。ついては、始末書も添付されている事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部10号について、5月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、湯田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路水路を挟んで宅地、南が河川、北が道路を挟んで宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済みで、始末書も添付されております。位置としましては、JR財部駅から300m以内にある事から、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積1,515㎡に一般住宅・倉庫を既に建築済みで、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、北側の市道側溝に放流する事から適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の300m以内農地に該当します。申請人は、農地法の許可が必要だと知らず、平成14年頃から一般住宅を建築し、平成15年に居住しておりました。ついては、始末書も添付されている事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号財部11号について、先程、〇〇〇〇〇委員より財部34号で報告がありましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請地は、鳥獣被害に悩まされている事から杉を植林し、維持管理するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は、5月11日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第40号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。次に議案第 41 号農地法第 5 条による許可申請のうち、大隅 57 を除いて議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは 8 ページになります。議案第 41 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 48 号、土地の所在地が、末吉町二之方大人〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積 1,808 m²の内 99.18 m²です。譲渡人は、末吉町上町の〇〇〇〇〇〇で、譲受人は、末吉町二之方の〇〇〇〇〇〇です。転用目的は住宅敷地拡張で、理由につきましては、隣接する住宅に居住しているが、敷地が手狭である為、申請地まで住宅敷地を拡張したいという事です。農振区分は、外です。他 8 件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 48 号・49 号について、5 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。48 号ですが、申請地は、菅渡東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路、北が畑です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,808 m²の内 99.18 m²に敷地拡張するもので、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下及び水路放流し、汚水・生活雑排水は、側溝に放流するので適当と思います。被害防除については、誓約書も添付されているので、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当しますが、敷地拡張し建築する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 49 号について、5 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、緩毛原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 705 m²に一般住宅及び通路 119.01 m²を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下及び水路放流し、汚水・生活雑排水は、側溝に放流するので適当と思います。被害防除については、誓約書も添付されているので、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当しますが、一般住宅及び通路を設置する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 50 号・51 号について、5 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。まず末吉 50 号ですが、申請地は、西柳井谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が道路を挟んで宅地、南が山林、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,881 m²の内 688 m²に一般住宅 137.87 m²を建築するもので、面積超過理由書が添付されている為、適当と思います。排水等については、雨水は水路放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を経由して、側溝に放流するので適当と思います。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書も添付されているので、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を建築する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さん

○5番委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

受理番号大隅 53 号・54 号・55 号・56 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。まず 53 号ですが、申請地は、大久保自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路、北が畑です。目的実現の確実性は、申請人は、市内に借家住まいの会社員です。申請地には、自己の一般住宅を建築するもので、資金調達については、融資証明書が添付されていて実現確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、所要面積 485 m²に住宅 1 棟 154.02 m²、建築するもので適当と思います。排水等については、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽により処理したものを水路に放流する為、支障はないと思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地であり、不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請地には、自己の一般住宅を建築するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号大隅 54 号について、5 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の 53 号と親子関係にあります。申請地は、大久保自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路、北が畑です。目的実現の確実性は、申請人は、市内で自営業を営む個人です。申請地には、現在の居宅の地盤不良により、新たに住宅を建築するもので、資金調達については、通帳の写しが添付されていて実現確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、所要面積 328 m²に住宅 1 棟 92.74 m²を建築するもので適当と思います。排水等については、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽により処理したものを水路に放流する為、支障はないと思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地であり、不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請地には、自己の一般

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○5番委員（○○○○○）

受理番号大隅57号について、5月10日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地であり、既に転用済みで始末書の添付による追認であり、原状回復も困難な事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第41号農地法第5条による許可申請のうち大隅57号について、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席願います。
（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩致します。
（休憩：午前10時15分）
（休憩：午前10時25分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開致します。次に議案第42号非農地証明願についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、10ページになります。議案第42号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉14号、土地の所在地が末吉町深川案ヶ根○○○○○、地目は畑、面積1,732㎡他1筆で合計面積2,468㎡です。申請人は、末吉町深川の○○○○○で、経緯につきましては、昭和47年頃から平成5年にかけて、亡父が、一般住宅・事務所兼倉庫兼資材置場を建築してしまいましたという事で、始末書付きでございます。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○7番委員（○○○○○）

受理番号末吉14号について現地調査しましたので報告致します。調査日は、5月10日に行いました。申請地は、中柳井谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑と宅地、西が道路を挟んで畑と宅地、南が畑、北が道路を挟んで宅地と畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の南側と西側は、農地がありますが、雨水等の流入はなく、影響ないものと思います。その他、農地法上特に問題はありません。申請地の建物については、昭和47年・昭和56年・昭和57年・昭和61年・平成5年頃に建築しており、築後20年以上経過して現在も利用されております。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。一般住宅・事務所・倉庫・資材置場・作業場として20年以上利用されており、農地へ

の復元は著しく困難と思われる事から、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第42号非農地証明願について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第43号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは11ページになります。議案第43号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉49号、申出者が末吉町二之方の〇〇〇〇〇で、申出地の所在が末吉町二之方堀切〇〇〇〇〇、地目は田、面積1,780㎡です。申出の内容は、売りたい貸したいです。他11件です。よろしくお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉49については、4番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉50については、12番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉51については、私と〇〇〇〇〇推進委員、末吉52については、11番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉53と54については、5番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉55については、本人申し出により取り下げとなりました。財部56と57については、7番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部58については、14番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部59と60については、6番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

末吉3号・4号は、継続でお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

末吉5号は、成立でお願いします。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

大隅10号は、継続でお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅12号は、打切でお願いします。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

財部13号・財部15号・財部16号は継続でお願いします。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

末吉18号は、成立でお願いします。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

末吉19号は、打切でお願いします。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

大隅22号は、継続でお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇）

大隅23号は、継続でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

大隅 24 号は、成立でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 26 号は、継続でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

財部 28 号は、継続でお願いします。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 29 号は、継続でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 31 号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

末吉 33 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 34 号は、継続でお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 35 号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 36 号は、継続でお願いします。末吉 37 号は、成立です。末吉 38 号は、継続でお願いします。先程のあっせんで出ました末吉 53 号の二之方鍛冶屋田の 3 筆は、成立です。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 39 号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 40 号は、継続でお願いします。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 41 号は、継続でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

末吉 42 号 43 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 44 号は、成立です。45 号は、継続でお願いします。先程のあっせんの 52 号の上から 3 筆は、成立です。

○9 番委員 (○○○○○)

大隅 46 号は、継続でお願いします。

○8 番委員 (○○○○○)

大隅 47 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 48 号は、継続でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

先程のあっせんの財部 56 号・57 号は、成立です。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 44 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上大隅 90・大隅 91 再設定 6 年以上 10 年未満財部 88・財部 89 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け、農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第44号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規10年以上大隅90・大隅91再設定6年以上10年未満財部88・財部89再設定10年以上末吉97を除いて、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。
（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第44号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規10年以上大隅90・大隅91についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第44号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規10年以上大隅90・大隅91について

は、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇〇委員は、復席をお願いします。

(「〇〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「〇〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第44号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定6年以上10年未満財部88・財部89についてを議題といたします。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第44号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定6年以上10年未満財部88・財部89については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(「〇〇〇〇〇〇委員復席」)

(「はい」の声あり)

○2番委員 (〇〇〇〇〇〇)

先程の32ページの97号と24ページの221号ですが、これは、許可するという事になりますか。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

97号と221号は、除いて承認という事でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

この221号について、事務局が確認してますので説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

221号ですが、経営面積が2,932㎡で、97号については、経営面積6,171㎡となっております。経営面積が違うという事で221号は、代表相続人であり、農家台帳は、〇〇〇〇〇〇にあります。あくまでも代表相続人ですので、221号については、許可という事で良いのではないかと思います。まったく別の世帯だと考えて頂きたいと思います。今回の保留については、97号のみという事で良いかと思います。

○2番委員 (〇〇〇〇〇〇)

全部効率要件を満たさないのでは。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

自分の土地では無いという考え方です。これが相続されていて、〇〇〇〇〇〇であれば全部効率要件を満たさないと思います。これは、代表者を立てて名前が挙がっただけですので、仮に他の

人を代表相続人とすれば、ここまで考える事はなかったのかなと思います。全く別の世帯という考え方で良いかと思います。

○議長（山口裕之会長）

よろしいですか。

○2番委員（○○○○○）

解ったような解らないようなですので、文書で回答下さい。

○議長（○○○○○会長）

皆さんは、解りましたよね。最初のとおりでという事でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第45号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（○○○○○）

大隅の57号ですが、なぜ受人が○○○○○さんになったのか。この土地が、どういう経緯だったのか解ってれば説明をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

57号ですが、渡人が市長になってますが、元々ここは、大隅北小中学校の学校学習農園としてPTAに地元の方から、昭和46年頃に寄付されたところで、茶園と甘藷を植えて子供達が一生懸命体験学習をしていた経緯があります。また、PTAの資金作りという事もありました。昭和61年に旧大隅町と覚え書きがされて、その後、市町村合併により、平成19年に曾於市になっているところですよ。以上です。

○4番委員（○○○○○）

なぜ○○○○○さんに至るのか教えてください。

○9番委員（○○○○○）

2・3年後に基盤整備されるという事で、名義が曾於市長では都合が悪いという事で、現在、○○○○○さんですが大隅北小の○○○○○もされていて、花卉栽培・スプレー菊・杉の育苗等されており。今回、PTAの方から要望がありましたので、申請に至るところです。

○4番委員（○○○○○）

学習農園だったのを○○○○○さん個人の所有にするという事ですか。それとも、基盤整備の為に、一時的に名義変更するという事ですか。

○9番委員（○○○○○）

PTAで存続すれば良いのですが、児童数も減少し、基盤整備をするという事で、○○○○○さんに売却して経営拡大して頂ければという事です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○4番委員（○○○○○）

はい。

○2番委員（○○○○○）

渡人は、市長になってますが金額は、市に入るんですか。それとも大隅のPTAに入るんですか。

○9番委員（○○○○○）

資金については、あくまでも名義は、曾於市長になっておりますが、覚書にもありますように、PTAの方に入ります。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 45 号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは、利用権の設定状況集計表になります。5 月分利用権設定の新規は、田が 39 筆で面積 57,440 m²、畑が 7 筆で面積 10,328 m²、計 46 筆で面積 67,678 m²、件数は 33 件でございます。再設定は、田が 87 筆で面積 110,667 m²、畑が 62 筆で面積 163,678 m²、計 149 筆で面積 274,345 m²、件数は 87 件でございます。所有権移転については、田が 7 筆で面積 15,316 m²、畑が 5 筆で面積 11,675 m²、計 12 筆で面積 26,991 m²、件数は 4 件でございます。合計しますと 207 筆で面積 369,104 m²、件数は 124 件となっております。以上でございます。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 46 号空き家に付属した農地指定申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは、38 ページになります。議案第 46 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 1 号、土地の所在地が末吉町南之郷水窪○○○○○、地目は畑、面積 383 m²です。所有者は、末吉町上町の○○○○○で、空き家情報登録日は、令和 2 年 10 月 30 日です。農振区分は、外です。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○19 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 1 号について現地調査しましたので報告致します。調査日は、5 月 10 日に行いました。申請地は、森田上自治会内にある農地です。無断転用としては、認められず農地法第 2 条第 1 項の対象農地であります。調査結果の総合意見は、対象農地は、農地法第 2 条第 1 項の対象農地であり、空き家に付属している農地に指定します。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○10 番委員 (○○○○○)

この農家住宅は、何年に建てられたのですか。

○19 番委員 (○○○○○)

築 30 年と言われてました。

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 46 号空き家に付属した農地指定申請については、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、認定する事に決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に報告第5号合意解約等の報告については、総会資料の39ページから44ページですのでご覧下さい。

○議長(○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

○12番委員(○○○○○)

所有権移転の申請で無断転用がある方の所有権移転申請を事務局側から返却された件について

○2番委員(○○○○○)

無断転用の広報と所有権移転との関係について

○議長(○○○○○会長)

他にありませんか。

(「はい」の声あり)

○10番委員(○○○○○)

農政部会について

○議長(○○○○○会長)

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局(○○○○○局長)

事務連絡

○事務局(○○○○○係長)

終期一覧表と政策提言について

○2番委員(○○○○○)

未相続農地について

○議長(○○○○○会長)

以上で、令和3年第5回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局(○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和3年5月20日(木) 午前11時50分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員